

## みえ労働力シェアリング支援事業業務委託 質問及び回答

### 質問①

仕様書2の(1) 支援拠点事務所は、県外へ設置することは可能か。県内のみか。また、立地や交通事情に条件はあるか。(駅から徒歩圏内、駐車場完備など)

### 回答①

県内を想定していますが、事業実施に支障がなければ県外への設置も可能です。また、立地や交通事情に条件はありません。

### 質問②

仕様書2の(3) 契約締結後、速やかに設置とあるが、具体的な期限をご教示いただきたい。また、暫定措置として既存の事務所に拠点を仮に設置し、その後に移転することは可能か。

### 回答②

支援拠点については、8月中旬を目途に設置をお願いします。なお、既存の事務所に拠点を仮に設置し、その後に移転することは可能です。

### 質問③

仕様書2の(5) 支援対象事業者について、受入事業者の受入期間に条件はあるか。1カ月未満の受入も対象となるか。

### 回答③

受入期間に条件はありません。送出事業者と受入事業者との間で合意をすれば、1カ月未満の受入れも対象です。

### 質問④

仕様書3の(1) 専用のホームページ開設について、期間により工数が変わるため、リリース時期の具体的な期限をご教示いただきたい。

### 回答④

8月末日までに開設をお願いします。なお、開設までの間も企業情報の収集に努めてください。

**質問⑤**

仕様書3の(2) マッチング支援について、求職者向けのセミナーやインターンシップを実施した際に、求職者用の研修給与(日当、交通費)を事業費から支払うことは可能か。

**回答⑤**

参加者への支払い(日当、交通費)は、本事業の対象外です。

※現在事業所に属していない求職者は本事業の対象外です。

**質問⑥**

仕様書3の(2)(3) マッチングやフォローアップ支援について、拠点職員が受入事業者の所在地などに赴く際の交通費や宿泊費は事業費とみなしてよいか。

**回答⑥**

お見込みのとおりです。

**質問⑦**

みえ労働力シェアリング支援事業スキーム図「人材の送出・受入(出向、派遣、兼業・副業)」とあるが、職種の条件はあるか。アルバイトやパートもマッチング成立とみなされるか。

**回答⑦**

職種の条件はありません。形態がアルバイトやパートであってもマッチング成立とみなします。